

京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託仕様書

1 趣旨

誰もが気軽に移動できる地域社会の実現に向けて、府内の交通サービス水準の現状や地域交通の課題等を把握し、地域輸送資源を活用した新たな制度構築等による課題解決に向けた基礎調査を実施するとともに、市町村職員や公共ライドシェア事業者等を対象にした勉強会を実施し、公共ライドシェアの広域化・共同化・協業化・DX化（以下「広域化等」という。）を含む新たな制度構築により地域交通の課題解決を図っていくことのできる人材を育成する。

2 業務名

京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月12日（金）まで

4 業務内容

本事業において受託者は、以下の（１）～（４）の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、京都府と十分に協議・調整をすること。

（１）全体統括等

以下の（２）～（４）の各業務の実施に当たり、各業務が有機的に連携し、一体的なものになるよう京都府と十分に調整を行い、全体を統括すること。また、本事業全体のスケジュールを策定し、本事業全体を統括する担当者を１名以上配置すること。

（２）府域の地域公共交通に関する調査分析

①府域を運行する地域公共交通の実態把握

各市町村内を運行する地域公共交通（公共ライドシェアやボランティア輸送、運行主体が市町村以外のものを含めた全ての地域公共交通）の運行状況や課題を把握するため、市町村を対象としたアンケート調査を実施する。

ア 調査内容

運行内容、運行収支・財源、市町村の関与、利用状況、課題、今後の導入意向等を調査する。なお、その他の調査内容については提案によるものとし、業務の実施にあたっては京都府と十分に協議・調整を行うこと。

イ 調査方法

調査の実施及び回答の集約は受託者が実施することとし、実施の具体的な方法は提案によるものとする。なお、回答状況に応じて個別にヒアリングを行うなど、正確かつ具体的な情報収集を行うこと。

②公共交通サービス水準の指標化・可視化

府内の公共交通サービス水準の現状を把握・分析するとともに、公共ライドシェアの広域化等を含む新たな制度構築による課題解決が有効な地域を把握するため、①で把握した情報、国勢調査等オープンデータ、各事業者が公開している運行ダイヤや gtfs データ等の収集・整理を行い、GIS を活用して公共交通サービス水準の可視化及び分析を行う。

ア 実施方法

前年度の府事業において作成した、公共交通（定時定路線の有償運送のみ）の運行頻度、駅・バス停からの距離、人口データをもとに公共交通サービス水準ランクを可視化したデータについて、最新情報の反映及び予約型乗合交通等（定時定路線の有償運送以外）の公共交通の情報を追加し、府内の公共交通サービス水準の指標化及び可視化を実施する。具体的な実施方法は提案によるものとし、前年度事業の成果品データについては、契約締結後に京都府から受託者へ提供する。

イ 分析内容

アにおいて可視化したデータに基づき、府域の公共交通サービス水準に関する以下の事項について分析を行う。なお、その他の分析内容は提案によるものとし、業務の実施にあたっては京都府と十分に協議・調整を行うこと。

- （ア）一定ランク以上の公共交通サービス水準の人口カバー率
- （イ）高齢者人口や将来人口を踏まえた（ア）の内容
- （ウ）一定ランク以下の地域における人口分布

③公共ライドシェアの実態把握

府域で公共ライドシェアを運行する事業者や市町村を対象にアンケート調査を実施し、次年度以降の広域化等を含む新たな制度構築の検討に向けて、必要な情報の収集・分析・整理を行う。

ア 調査内容

車両や運転手の状況、システム等の導入状況、財務状況等を調査する。なお、その他の調査内容については提案によるものとし、業務の実施にあたっては京都府と十分に協議・調整を行うこと。

イ 調査方法

調査の実施及び回答の集約は受託者が実施することとし、実施の具体的な方法は提案によるものとする。なお、回答状況に応じて個別にヒアリングを行うなど、正確かつ具体的な情報収集を行うこと。

④地域課題解決を図るための新たな制度構築に向けた分析

公共ライドシェアの持続可能性及び公共交通サービス水準の向上を図るための新たな制度構築を次年度以降に実施するため、以下の分析等を実施する。なお、具体的な分析内容・手法は提案によるものとし、業務の実施にあたっては京都府と十分に協議・調整を行うこと。

ア 対象地域のリストアップ及び新たな制度の導入可能性の分析

次年度以降の実証事業を行うエリアの選定を見据え、公共ライドシェアの広域化等を含む新たな制度構築による課題解決が有効な地域をリストアップする。また、リストアップした各地域における導入のメリットと、導入にあたり解決すべき課題を整理すること。

イ 次年度の実証事業に向けた調査分析・検討

次年度の実証事業（１事例以上）の計画にあたり必要な調査分析を行うとともに、京都府や市町村等関係者との協議に出席し、必要な助言や支援を行う。

（３）勉強会の開催

地域公共交通の課題を共有するとともに、公共ライドシェアの広域化等を含む新たな制度構築により地域交通の課題を解決し、持続可能性及び公共交通サービス水準の向上を図っていくことのできる人材の育成を図るため、市町村職員、公共ライドシェア事業者、地域関係者等を対象とした勉強会を企画し、運営する。なお、事前調整・準備や当日運営等の勉強会の開催に係る業務は受託者が実施することとし、経費の一切は委託料から負担すること。

ア 実施回数

全７回とし、うち３回はオンラインによる実施、４回は府内各地での現地開催を予定する。なお、現地開催については、北部から南部まで実施地域の偏りが生じないよう考慮すること。

イ セミナー内容

いずれかの回に、府内外の先進事例の共有、参加者同士の意見交換、現地視察、有識者の講義を含むものとし、具体的な内容については提案によるものとする。なお、有識者の謝金や交通費については、国土交通省の支出基準額以内とする。国の支出基

準は、謝金の標準支払基準（平成 21 年 7 月 1 日各府省等申合せ）や国家公務員等の旅費に関する法律等を参照し、運賃の他に設備への付加料金を必要とするものについては委託経費の対象外とする。

（４）報告書の作成

業務完了後、（２）（３）の成果をとりまとめ、報告書として冊子および電子媒体を各 1 部提出する。なお、報告書の提出期限は契約終了日とする。

５ 委託金額の範囲

「４ 業務内容」に記載した全ての業務提供にあたり発生する全ての費用の合計額とする。なお、下記については委託経費の対象外とする。

- ・本事業に従事しない者の人件費（委託費における一般管理費を除く）
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・本事業目的以外の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費（明確に本事業目的として他の経費と切り分けられる場合を除く）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・恒久的な施設の設置、建築物の建設、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・親睦会に係る経費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・海外への渡航費、内国における現地調査の範疇を超えた出張旅費
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料等
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）や各種損害保険
- ・公租公課、収入印紙等
- ・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、クラウドファンディング等における出資金
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・関係者の交通費および謝金（契約時に明確に国の支出基準の範囲内である単価・総額等が示され、そのすべての証憑書類を提出する場合を除く）
- ・説明会、講演等を実施する場合における参加者、聴講者の旅費
- ・交通モードの運賃、料金等の割引に充てる財源
- ・運行に係る経費（プログラム作成・評価、運行経費、ドライバー育成研修費用）
- ・車両購入・リース費用
- ・その他、事業と無関係と思われる経費や、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行監理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が調わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (3) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係規定に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の解除及び期間終了後においても同様の取り扱いとする。
- (5) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (6) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (7) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (8) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。
- (10) 業務上のトラブルが生じた場合は、内容の如何によらず、京都府に速やかに報告し、事案に対する対応方針や結果等を記載した報告書を提出すること。